

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	源泉徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

関市長

公表日

平成29年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収に関する事務
②事務の概要	当該事務は、市が委員や講師等に給与等を支払う際に源泉徴収を行い税務署に納付した所得税について、源泉徴収票や支払調書を税務署に提出または受給者に交付し、給与支払報告書を関係市区町村に提出するものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第3項に規定のとおり、所得税法で規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出事務において個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	源泉徴収システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	該当なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市長公室職員課
②所属長	課長 後藤勝巳
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関市市長公室職員課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関市市長公室職員課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

